

とだししょう さべつ  
「戸田市障がいによる差別のない  
共生社会づくり条例(案)」

いけんぼしゅうきかん  
意見募集期間

れいわねんがつ にち から れいわねんがつ にち  
令和5年12月13日 から令和6年1月12日 まで

概要 (がいよう)

令和5年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年4月1日から、事業者による「合理的配慮」の提供が努力義務から義務とされるなど、障がいを理由とする差別をなくすための更なる取組が求められています。

戸田市では、基本理念を定め、市、市民等、事業者の役割を明らかにすることで、「障害を理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会 (= 共生社会)」を目指し、「戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例」を制定します。

市民生活への影響 (しみんせいかつへのえいきょう)

市は、この条例において「障がいのある人もない人もお互いを尊重し、相互理解のもと、等しくその尊厳、人格、個性が重んじられ、誰もが安心して暮らせる、障がいによる差別のない共生社会を推進する」ことを基本理念として定め、障がいのあるなしに関わらず、誰もが、障がいや障がいのある人、共生社会に関する理解を深められるよう取り組み、広報・啓発活動を含めた共生社会実現のための各種施策を実施していきます。

この条例において、市、市民等、事業者、それぞれの役割が明確化されます。それぞれが当事者となりますので、障がいによる差別のない共生社会の実現を目指すために、誰もが、障がいや障がいのある人、共生社会に関する正しい知識を持ち、理解し認め合う姿勢と行動が重要となります。

